

小型定置網漁業

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
小型定置網漁業	三重共第136号共同漁業権漁場と三重共第166号共同漁業権漁場をまたぐ海域	1月1日から12月31日まで	定めず	定めず	定めず	三重共第136号第二、三種共同漁業権行使規則第2条に規定する小型定置網漁業を営む権利の資格を有する者
つぼ網漁業	三重共第106号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	定めず	定めず	定めず	南伊勢町に住所を有し、共同漁業権者の同意を得た漁業者又は漁業従事者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は周年とする。

3 備考

許可又は起業の認可には、以下に掲げる条件を付す。

漁業種類	操業区域の条件	その他
小型定置網漁業	定めず	定めず
つぼ網	定めず	1ヶ統以内とする。